

つくばみらい市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年6月10日（金）午後1時30分から午後2時08分まで

2 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎 2階 第1・2会議室

3 出席者

農業委員（9人）

会長職務代理	2番	菊地典夫
委員	1番	萱橋敏男
委員	3番	中山茂
委員	4番	中山一徳
委員	5番	海老原茂
委員	7番	仲井一人
委員	8番	文藏雄嗣
委員	9番	岡野幸雄
委員	10番	榎田実

農地利用最適化推進委員（10人）

委員	大山謙吉
委員	飯田一夫
委員	澁谷正信
委員	文随靖
委員	中島一郎
委員	小菅庄一
委員	吉田義博
委員	山中正市
委員	瀬川仁
委員	飯泉秀夫

農業委員会事務局職員（3人）

事務局長	石塚英明
事務局長補佐	大久保慎太郎
係長	柳橋真美

4 欠席委員
会 長 6 番 中 山 雅 史

5 傍聴者
なし

6 議案
議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可について
議案第 3 号 非農地証明発行可否について
議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）
議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

報告事項

- ①農地法第 5 条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知書について
- ③制限除外の農地の移動届について

7 会議の概要

1 事務局（石塚事務局長）

定刻となりました。ただいまから令和 4 年 6 月のつくばみらい市農業委員会総会を開会します。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

早速、定例総会の議事日程により進めさせていただきます。議事日程の 2 番「会長挨拶」ですが、本日は中山会長が体調不良のため欠席ですので、菊地会長職務代理者よりご挨拶をいただきます。菊地会長職務代理者お願いいたします。

1 菊地会長職務代理者

改めまして、こんにちは。局長からありましたとおり、中山会長が欠席ですので、代わりに挨拶させていただきます。大方田植えも終わり一段落かと思います。大規模経営の方においては、最後の追込みに大変お忙しいと思いますが、そんなお疲れの中、6 月の定例総会にご出席頂きまして誠に有難うございます。

本日の総会は議案 6 件、報告事項 3 件となっております。

皆様方の慎重な審議をお願いしまして、簡単ですが挨拶と代えさせていただきます。
よろしくお願いいたします。

1 事務局（石塚事務局長）

ありがとうございました。本日は、6 番、中山会長より欠席の旨通告がありました。
出席委員は 10 名中 9 名の出席でございます。

委員の出席人数が定足数に達していますので会議は成立しております。

また本日は、農地利用最適化推進委員の 10 名にも出席をいただいております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、会長は会議の議長となり議事を総括するところでありますが、本日は会長が欠席でありますので、同会議規則第 16 条の会長代理の規定によりまして、以降の議事進行は菊地会長職務代理者をお願いいたします。

1 議長（菊地会長職務代理者）

それでは、暫時議事を進めてまいりますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

まず、議事日程の 3 番「議事録署名委員の選出」でございますが、私議長の方にご一任していただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

ありがとうございます。異議なしの声がございましたので異議なしと認め、早速指名させていただきます。議事録署名委員は、5 番海老原茂委員、7 番仲井一人委員の 2 名をお願いしたいと思います。書記は、事務局でお願いします。

それでは、議事に入ります。議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第 5 条の規定による転用許可申請は 4 件となっております。1 ページをご覧ください。

受付番号 1 番、申請理由は駐車場設置のための売買となっております。

申請地は、■■■■字■■■■番、地目は登記現況とも田、面積は■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号 2 番、申請理由は自己住宅建築のための贈与となっております。

申請地は、■■■■字■■■■番■■、地目は登記現況とも田、面積は■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号 3 番、申請理由は農業用施設を設置するための賃貸借となっております。

申請地は、■■■■字■■■■番■■、地目は登記現況とも畑、面積は■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号 4 番、申請理由は自己住宅建築のための使用貸借となっております。

申請地は、■■■■字■■■■番■■、地目は登記現況とも畑、面積は■■■■㎡でございます。
説明は以上です。

1 議 長（菊地会長職務代理者）

事務局説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。4 番中山一徳委員から報告をお願いします。

1 中山一徳委員

それでは報告させていただきます。6 月 3 日午前 8 時 4 0 分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。当日は、中山会長、菊地職務代理者、仲井委員、私、事務局からは大久保補佐、細田さんの 6 名で書類審査、現地調査の確認を行いました。

受付番号 1 番、地図は 2 ページになります。申請地は、■■■■の東側になります。現地は草刈等の管理がさせておらず、耕作放棄地に近い状態でした。

申請地の農地区分は、おおむね 1 0 h a 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第 1 種農地と判断いたします。

申請者は、テニススクールを経営しており、スクール生の増加に伴い、駐車場が手狭になったため、申請地■■■■㎡を利用し、普通自動車 1 3 台分の駐車場を整備する計画となっております。

資金計画については、自己資金で賄い、事業計画に関する書面、事業経歴書等により、駐車場用地としての許可基準を満たしていると考えます。

続きまして受付番号2番、地図は3ページになります。申請地は、[]の南西になります。現地は、耕作されていませんが、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第1種農地と判断いたします。

申請者は、申請地[m²]を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可基準を満たしていると考えます。

続きまして受付番号3番、地図は4ページになります。

申請地は、[]の北西になります。現地は、既にビニールハウス1棟が建てられており、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第1種農地と判断いたします。

申請者は、東海村でサツマイモの生産加工販売をする農地所有適格法人になります。令和4年4月総会で利用権設定し、市内で約10.5haを耕作することになり、サツマイモの集荷、保管、出荷のための農業用施設が必要になったため、申請地[m²]を利用し、テントハウス2棟、コンテナヤード、大型トラック2台、普通自動車4台分の駐車場を整備する計画となっております。

資金計画については、自己資金で賄い、関係法令との調整も行っており、農業用施設用地としての許可基準を満たしていると考えます。

続きまして受付番号4番、地図は5ページになります。申請地は、[]の南西になります。現地は耕作されていませんでしたが、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第1種農地と判断いたします。

申請者は、申請地1筆[m²]、宅地1筆[m²]、山林1筆[m²]、合計[m²]を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可基準を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1 議長（菊地会長職務代理者）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりました

ので、これより審議いたします。まず議案第1号受付番号1番について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

ないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

(挙手なし)

ないようですので、受付番号3番についてご質問のある方、挙手願います。

(挙手なし)

ないようですので、受付番号4番についてご質問のある方、挙手願います。

(挙手なし)

ないようですので採決いたします。議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。採決の結果全員賛成により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

続いて議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

1 事務局（柳橋係長）

議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は1件となっております。6ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、 字 番、地目は登記畑、現況雑種地、面積は ㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」、こちらをご覧ください。説明は以上です。

1 議長（菊地会長職務代理者）

続いて、現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。7番仲井委員からお願いします。

1 仲井委員

6月3日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で中山一徳委員より報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は7ページになります。

申請地は、[REDACTED]の北東になります。現地は、草刈等の管理がさせておらず、耕作放棄地の状態でした。

申請者は、自作地約233アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稻・野菜を作付する農家です。

申請地は、登記畑、現況雑種地、1筆[REDACTED]㎡を、規模拡大のため売買により譲り受け、ブルーベリーを作付けする予定です。

以上のことから、受付番号1番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1 議長（菊地会長職務代理者）

ありがとうございました。現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第2号受付番号1番について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

質問がないようですので採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

はい、ありがとうございます。採決の結果全員賛成により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第3号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

1 事務局（柳橋係長）

議案第3号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。今月の非農地証明願は2件となっております。8ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、[]字[]番[]、地目は登記畑、現況宅地、面積は[]㎡でございます。

続きまして受付番号2番、申請地は、[]字[]番[]、地目は登記現況とも畑、面積は[]㎡でございます。説明は以上です。

1 議長（菊地会長職務代理者）

続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。7番仲井委員からお願いします。

1 仲井委員

6月3日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。

受付番号1番、地図は9ページになります。

申請地は、[]の北西になります。

申請書類等の審査、現地調査をしたところ、昭和50年2月以前から宅地として使用されておりました。

続きまして受付番号2番、地図は10ページになります。

申請地は、[]の北西になります。

申請書類等の審査、現地調査をしたところ、昭和37年5月以前から宅地として使用されておりました。

以上のことから、受付番号1番、2番につきましては、茨城県が発行している農地法関係 事務処理の手引きに記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えますので、非農地証明を発行しても差し支えないと思われれます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1 議長（菊地会長職務代理者）

ありがとうございました。書類審査及び現地確認の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第3号の受付番号1番について、ご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

ないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

質問がないようですので採決いたします。議案第3号について、非農地証明を発行することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第3号は非農地証明を発行することに決定いたしました。

続いて、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1 事務局（大久保事務局長補佐）

はい。議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」をご説明いたします。11ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、田が10筆で21,678㎡、畑が13筆で7,791㎡、合計23筆、29,469㎡です。貸し手が7人、借り手が4人となります。

次に更新案件ですが、田が1筆で1,031㎡、畑が3筆で9,880㎡、合計4筆、10,911㎡です。貸し手が2人、借り手が2人となります。

合計では、田が11筆で22,709㎡、畑が16筆で17,671㎡、合計27筆、40,380㎡です。貸し手が9人、借り手が6人となります。

権利の設定開始は、令和4年7月1日、令和5年1月1日からとなります。

詳細につきましては、12、13ページの農用地利用権設定計画一覧をご覧ください。

説明は以上です。

1 議 長（菊地会長職務代理者）

事務局の説明が終わりましたので、これより審議してまいります。13ページの受付番号24番から27番は、9番岡野委員が議事参与の制限となっております。したがって、2つに分けて審議を進めてまいります。まず、受付番号1番から23番までについて審議いたします。ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

質問がないようですので採決いたします。議案第4号の受付番号1番から23番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい、ありがとうございました。全員賛成により、議案第4号の受付番号1番から23番については原案のとおり許可することに決定いたしました。

続いて、受付番号24番から27番について審議いたします。9番岡野委員の退席をお願いします。

（岡野委員退席）

それでは審議します。受付番号24番から27番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

質問がないようですので採決いたします。議案第4号の受付番号24番から27番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第4号の受付番号24番から2

7 番も原案のとおり許可することに決定いたしました。岡野委員の復席をお願いします。

(岡野委員復席)

以上審議の結果、議案第 4 号は全て原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の（案）を削除をお願いします。

続きまして、議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」をご説明します。14 ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。畑が 1 筆で 1,360 m²です。貸し手が 1 人、借り手が 1 団体となります。

権利の設定開始は、令和 4 年 8 月 1 日からとなります。

詳細につきましては、15 ページの農用地利用権設定計画一覧（農地中間管理事業）をご覧ください。以上です。

1 議長（菊地会長職務代理者）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。

議案第 5 号について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

ないようですので、採決いたします。議案第 5 号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。議案第 5 号は全員賛成により原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の（案）を削除をお願いします。

続いて、議案第 6 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

1 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第 6 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を説明します。16 ページの農用地利用配分計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。畑が 1 筆で 1,360 m²です。貸し手が 1 人、借り手が 1 人となります。権利の設定開始は、令和 4 年 8 月 1 日からとなります。

詳細につきましては、17 ページの農地中間管理事業農用地利用配分計画（案）一覧をご覧ください。こちらにつきましては、市から意見を求められているものでございます。以上です。

1 議長（菊地会長職務代理者）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。議案第 6 号の受付番号 1 番は、山中推進委員が議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、審議いたします。山中推進委員の退席をお願いします。

（山中推進委員退席）

議案第 6 号について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

質問がないようですので、採決いたします。議案第 6 号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第 6 号を原案のとおり承認することに決定いたしました。山中推進委員の復席をお願いします。

(山中推進委員復席)

以上審議の結果、議案第6号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案は以上でございます。続いて報告事項に入ります。報告事項3件について、一括して事務局から報告願います。

1 事務局（石塚事務局長）

報告事項①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。議案書は18ページになります。

今回の転用届出に対する専決処分は、谷井田地区が1件、みらい平地区が1件、小絹地区が1件となります。

申請理由は、自己住宅建築のための売買が2件、自己住宅建築のための賃貸借が1件となっております。

続きまして、報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」をご報告します。19ページから21ページをご覧ください。

今回の合意解約は14件となります。解約理由は、土地所有者本人が自作するためのものが3件、つくばみらいスマートインターチェンジ事業のためのものが11件となっております。

続きまして、報告事項③「制限除外の農地の移動届について」をご報告します。議案書は22ページになります。

今回の移動届は1件となります。申請理由は、つくばみらい福岡地区土地造成事業のためのものが1件となっております。

報告は以上となります。

1 議長（菊地会長職務代理者）

ありがとうございました。

以上で本日予定しました議案は、すべて終了しました。

これで、6月定例総会を閉会いたします。

上記会議の次第を記載し、相違ないので署名押印する。

令和4年6月10日

つくばみらい市農業委員会

議 長

⑩

議事録署名委員

⑩

議事録署名委員

⑩